

# 自動車売買契約書

売主 株式会社 H・K 登録番号 T50107-01-036089 (以下「甲」という) と

買主 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) とは、  
本日、以下のとおり売買契約を締結した。

## 第1条 (目的)

甲は、その所有する下記の自動車(以下「本件自動車」という)を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けた。

車名 : \_\_\_\_\_

年式 / 車種 : \_\_\_\_\_ 年 / \_\_\_\_\_

車台番号 : \_\_\_\_\_

## 第2条 (売買代金)

1 乙は、甲に対して、本件自動車について、下記のとおり売買代金を支払うものとする。

支払総額 (① + ② + ③ - ④) \_\_\_\_\_ 円 (内消費税 \_\_\_\_\_ 円)

※内訳 ①車両本体価格 \_\_\_\_\_ 円 (内消費税 \_\_\_\_\_ 円)

②諸経費合計 \_\_\_\_\_ 円 (内消費税 \_\_\_\_\_ 円)

詳細	車検取得費用	_____ 円
	名義変更及び登録等諸経費	_____ 円
	ナンバー取得費(管轄外)	_____ 円 (_____ ナンバー)
	希望ナンバー取得費	_____ 円 (希望 NO. _____)
	車両陸送費	_____ 円

③リサイクル料金・自動車税(非課税) \_\_\_\_\_ 円

④下取車両価格 \_\_\_\_\_ 円 (内消費税 \_\_\_\_\_ 円)

(車両情報: 年式 \_\_\_\_\_ 年 / 車名 \_\_\_\_\_ / 車種 \_\_\_\_\_ / 車体番号 \_\_\_\_\_ )

2 乙の甲に対する本件自動車の売買代金の支払方法、支払期日は下記とする。

支払方法: ・現金 ・銀行振込 ・PayPay ・クレジットカード ・提携ローン ・他社ローン  
・その他 ( )

支払期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 支払日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

※内金 有 / 無

▷内金 \_\_\_\_\_ 円 (領収日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 | 支払方法: \_\_\_\_\_ )

▷残金 \_\_\_\_\_ 円 (領収日: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 | 支払方法: \_\_\_\_\_ )

## 第3条 (所有権移転の時期)

- 本件自動車の所有権は、乙が前条に基づく代金債務を完済したときに、乙に移転するものとする。
- 乙が前条代金債務等を完済する前に、自動車検査証上の所有名義が乙に登録された場合においても、当該所有権は甲に帰属するものとする。

#### 第4条（引渡日および受領）

- 甲は、本契約成立後、乙との協議の上、本件自動車の引渡日を決定する。
- 甲が前項引渡日において、その準備を完了し、提供をしているにもかかわらず、乙が自動車の受領を拒み、又は受け取ることができない場合、甲は履行遅延の責を負わない。
- 前項の場合、甲は自動車について、自己の物と同一の注意をもって保管する事で足り、乙は甲に対し、その保管に要した費用を弁済するものとする。

#### 第5条（自動車の現状確認およびその説明、瑕疵担保責任）

- 本件自動車は、現状有姿での引渡とし、特定の車両状態について甲は乙に対し説明をし、乙は引渡後、本件自動車の設備不良、不具合等コンディションに関する異議を申し出ない。また、甲は乙に対し引渡後の本件自動車に関する瑕疵担保責任を一切負わない。
- 本件自動車の引渡後の事故、法規違反等についても、甲はその責を一切負わない。

#### 第6条（契約の解除）

甲は、乙につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

- 乙による本契約上の義務の重大な違反があったとき
- 乙が第2条第2項に規定する支払期日までに支払いがなかったとき
- 乙が甲に対し何ら連絡無く引渡日までに本件自動車を引き取りにこず、その後も何の応答もなく引渡日より2週間が経過したとき
- 乙、保証人又は自動車の名義人のいずれかが暴力団等反社会的勢力であると判明したとき

#### 第7条（キャンセル規定）

乙は、甲の責めによらない事由により、本契約成立後に契約の取消を請求する場合には、乙は当該取消により甲が被る損害について、甲に対し車両本体税込価格の10%（本体税込価格が20万円以下の車両は一律金2万円）及び車両整備及び代行作業等の実費費用を支払うものとする。なお、ローン審査を行った後の本契約の取消については行う事が出来ないものとする。（※自動車売買契約は、クーリングオフ制度の対象外です）

#### 第8条（管轄裁判所の合意）

本契約に関する一切の紛争については、乙が自動車を購入した甲の本店、支店、店舗の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記のとおり契約が成立したので、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

※株式会社H・K（以下、「甲」という）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、個人情報に関する法令及び社内規程等を遵守し、当社で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

年 月 日

甲（所在地）〒130-0013 東京都江戸川区西葛西1-14-14

（名称）株式会社 H・K

代表取締役 細江 裕光

印

乙

住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> フリガナ 都 道 府 県		
		連絡先	TEL : (自宅) (携帯)
氏名	フリガナ <input type="text"/> (自署)	印	MAIL :